

勧告に基づき講じた施策について

昭和62年6月19日付勧告第1号の「航空機の耐空性確保に関する勧告」に基づき下記の施策を講じたので、航空事故調査委員会設置法第21条第2項の規定に基づき通報する。

記

1. 勧告事項1について

航空機の大規模な構造修理を当該航空機の製造工場以外の場所で行う場合の管理体制に係る指針を定め、航空局長から定期航空運送事業者及び航空機修理事業者並びに航空機製造者に対し通達し、修理作業に万全を期するよう指導した。

2. 勧告事項2について

大規模な構造修理を行った後における長期的な構造の安全性の監視に係る指針を定め、航空局長から定期航空運送事業者に対し通達し、構造の安全性確保に万全を期するよう指導した。

3. 勧告事項3について

大型航空機の耐空性基準は、国際的に共通性を有することが必要なこと及びアメリカ合衆国の基準が我が国を含め世界の主要国の耐空性基準の基本となっていることに鑑み、内容を航空局長からアメリカ合衆国連邦航空局長宛書簡として送付し、我が国において大型機の後部圧力隔壁等の与圧構造部位の損壊後における周辺構造・機能システム等のフェール・セーフ性に関する規定を耐空性基準に追加することについて検討すること

としていることを通知するとともに、当該基準の改正についてアメリカ合衆国政府に対し協力要請を行った。

なお、この点に関する今後の検討状況については、必要に応じ航空局長から通知することとする。